

第9期 常総地方広域市町村圏事務組合分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

圏域では、ごみの減量化・資源化を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて分別収集に取り組んできたところであるが、今後も引き続き取り組む必要がある。

本計画は、地域における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量、最終処分場の延命化や資源の有効利用を進め、循環型社会の形成を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・ ごみに関する教育や啓発活動の充実した地域社会づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、「スチール製容器」「アルミ製容器」「ガラス製容器（無色、茶色、その他色）」「飲料用紙製容器」「段ボール」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりである。

単位：トン／年

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	16,200	16,200	16,100	16,000	15,900

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進審議会や廃棄物減量等推進員等に働きかけ、分別及び排出抑制指導やリサイクル活動、集団回収及び行政回収等の活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会、構成市及び組合の広報、消費生活展や常総環境センターふれあいデー等のイベントなどあらゆる機会を活用し、市民や事業者に対して、ごみの排出量、分別の状況、ごみ処理経費等のごみ処理の状況などについての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・環境にやさしい店登録制度

エコマーク商品等の環境に配慮した商品の販売や、ごみの減量、リサイクル等に率先して取り組む小売店等を「環境にやさしい店」として登録する。

・販売包装の有料化、買物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等、普及啓発・指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用の合理化を行う。

・資源の有効活用事業の推進

小型家電には金・銀などの有用金属が含まれています。限りある資源を有効活用するため、使用済小型家電リサイクル事業を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の処理施設の稼働や最終処分 of 全量民間委託の現状等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、組合及び構成市が有する収集機材、組合の選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		あき缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色ビン
	茶色のガラス製容器	茶色ビン
	その他のガラス製容器	その他の色ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラ容器 (プラスチック製容器包装)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

平成30年度の容器包装廃棄物の分別適合物の実績や計画人口等から勘案すると、期間中の排出量は、次のとおりとなる。

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	249t		249t		249t		248t		247t	
主としてアルミ製の容器	279t		278t		278t		277t		276t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	702t		701t		700t		699t		696t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	702t	0t	701t	0t	700t	0t	699t	0t	696t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	538t		538t		537t		536t		534t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	538t	0t	538t	0t	537t	0t	536t	0t	534t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	345t		345t		344t		343t		342t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	345t	0t	345t	0t	344t	0t	343t	0t	342t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	15t		15t		15t		15t		15t	
主として段ボール製の容器	2,298t		2,295t		2,292t		2,286t		2,279t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	378t		378t		377t		376t		375t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	378t	0t	378t	0t	377t	0t	376t	0t	375t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	692t		691t		690t		689t		687t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	692t	0t	691t	0t	690t	0t	689t	0t	687t	0t

※紙バック、ダンボールを除き、集団回収分、行政回収分を除く。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成30年度における容器包装廃棄物の収集実績量、分別基準適合物の排出実績量の推移、容器包装廃棄物の排出環境の変化及び人口の変動等を勘案し算定した。各市のヒアリングによると、計画人口は次のとおりである。

単位：人

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
人 口	267,496	267,224	266,860	266,198	265,341
(対前年度比)	0.6%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体により行われている集団回収と行政回収についても、引き続き取り組んでいく。容器包装廃棄物の種類毎の実施主体は次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属類	スチール製容器	あき缶	市による 定期収集	組合
	アルミ製容器			
ガラス類	無色のガラス製容器	無色ビン		
	茶色のガラス製容器	茶色ビン		
	その他のガラス製容器	その他色ビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	ダンボール	ダンボール		
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル	市による 定期収集	組合
	その他プラスチック製容器包装	プラ容器		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

あき缶類は、スチール缶・アルミ缶の混合収集を行い、異物を除去してスチール缶とアルミ缶に選別し、プレスして引き渡すまでの間一時保管する。

ビン類は、無色ビン・茶色ビン・その他の色ビンの3色の分別収集を行い、異物を除去して選別し、引き渡すまでの間一時保管する。

プラ容器（プラスチック製容器包装）、ペットボトルは、分別収集を行い異物を除去して選別し、圧縮梱包して引き渡すまでの間一時保管する。

紙パック、ダンボールは、民間業者の保管場を利用する。

分別収集の用に関する収集車、中間処理は次のとおりである。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集車	中間処理
金属類	スチール製容器	あき缶	2 t、 4 t パッカー車	常総環境センター 資源化施設 (選別・圧縮・保管)
	アルミ製容器			
ガラス類	無色のガラス製容器	無色ビン	平ボディ車	常総環境センター 資源化施設 (選別・保管)
	茶色のガラス製容器	茶色ビン		
	その他のガラス製容器	その他色ビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	2 t、 4 t パッカー車	民間業者
	ダンボール	ダンボール		
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル		常総環境センター 資源化施設 (選別・圧縮梱包・ 保管)
	その他プラスチック製 容器包装	プラ容器		

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・市民や事業者の意見、要望を反映させるため、地元、構成各市、組合議会からの推薦者で構成する常総環境センター検討委員会を定期的に関催するなどして容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員や衛生協力員などの組織を活用する。

・自治会、子供会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。

・年度毎に、本計画記載事項の実績を記録して、3年後の計画改定時には、その記録をもとに事後評価を行い、その後の計画に反映させることとする。